

令和3年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和3年3月22日(水) 開会17時34分
閉会19時21分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長
柏木 正義 次長兼教育政策課長
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長
北村 俊雄 学校教育課長
矢野 義知 社会教育課長
若杉 圭介 教育政策課参事
吉田 浩之 教育政策課参事
志賀 貴代美 学校教育課参事
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長
森本 悦子 社会教育課参事
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第14号】
第3 別府市学齢児童、生徒就学援助規則及び別府市立幼稚園管理規則の一部改正について【議第15号】
第4 別府市公民館条例施行規則等の一部改正について【議第16号】
第5 別府市教育部事務決裁規程の一部改正について【議第17号】
第6 別府市費負担職員人事原案について【議第18号】 ※非公開
第7 別府市特定事業主行動計画の策定について【議第19号】

報告事項 (1) 令和3年第1回市議会定例会について【報告第2号】
(2) 別府市学校教育ICT活用推進計画について【報告第3号】
(3) 別府市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について【報告第4号】

その他 (1) 別府市新図書館等整備基本計画の再考察について
(2) 4月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和3年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は小野委員さんをお願いいたします。
本日の議事のうち、議事日程第6、議第18号 別府市費負担職員人事原案につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。
お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第6、議第18号 別府市費負担職員人事原案についての審議を最後に行いたいと思います。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

◎ 別府市学齢児童、生徒就学援助規則及び別府市立幼稚園管理規則の一部改正について

◎ 別府市公民館条例施行規則等の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2から第4までの3議案につきましては、行政手続きにおける押印の見直しに関連する議案となります。議事日程第2、議第14号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、議事日程第3、議第15号 別府市学齢児童、生徒就学援助規則及び別府市立幼稚園管理規則の一部改正について、議事日程第4、議第16号 別府市公民館条例施行規則等の一部改正についての3議案の説明を一括してお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは1ページの議事日程第2、議第14号、4ページの議事日程第3、議第15号、6ページの議事日程第4、議第16号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
この行政手続きにおける押印の見直しの改定につきましてご説明させていただきます。令和元年10月7日に内閣府規制改革推進会議で、行政のデジタル化にむけて必要となる規則の見直し、規制の見直しの一環として、行政手続きの押印撤廃について検討された結果、令和2年7月7日付け、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて、総務省自治行政局長から地方公共団体に対し通知がございました。通知内容に

つきましては、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、国はテレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組むことにより、コロナ感染症対策のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものであるため、地方公共団体においてもこれについては積極的に取り組むことが望まれるといったものでございました。これを受けて本市におきましても、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るとともに、行政のデジタル化を一層推進するために、全庁的に押印手続きの見直しの検討に入りました。押印が必要な手続きにつきまして、行政内部の手続き、例えば職員が市役所に提出する手続きなどや、他には行政間の手続き、市が国や県に提出する申請等、それから市民や事業者・団体等が市に対して行う申請書類など多岐にわたりますが、今回、押印を廃止するものにつきましては、市民が市に提出する申請書類の押印を一部廃止するものとなっております。

議第 14 号は、学校施設使用申請書及び使用料減免申請書、議第 15 号は、就学援助申請書、就学援助費入学準備金申請書、幼稚入園願書、退園届、議第 16 号につきましては、公民館などの社会教育施設の使用申請書、使用料の減免や還付申請書類等の手続きの様式、申請書類の様式から押印を廃止するものとなっております。これらの押印廃止は、市の規定を改正するだけで実施できるものであり、他の法令の縛りのない手続きとなっております。今後は各省庁が押印見直しを行い、法令等が改正されればさらに押印廃止が推進されるものと思われまます。市といたしましては、こういった法令等の改正を受けて、今後また条例や規則の改正という作業に入っていくという流れになろうか思っております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 教えていただきたいのですが、今までは、名前を書いて印鑑を押していた、その印鑑を外すということですけど、その記名の部分に関しては、署名である必要があるのか、それとも例えばパソコンで打つような記名であっても押印なしで認めるのか、その辺をどのようになっていますか。

次長兼教育政策課長 署名が必要な書類とそうでなくても名前さえ打たれていれば良いというものの二通りありまして、現在検討を行っているところで、今回の廃止の内容につきましてはその辺は含まれておりませんので、今後、国・県・市においても、そういった必要なものについての見直しが行われていくものと思われまます。

山本委員 例えば、こういった学校施設を利用するときに、この書式をコピーして、そこに名前が印刷されているだけでは、誰が作ったかということがなかなか分からない、となってくるのですが、それでも受理ができるということではよろしいでしょうか。それとも必ず署名してください、ということが要求されるのですか。

次長兼教育政策課長 今回廃止される分につきましては、特に署名をする必要がないと認識しております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 14 号、議第 15 号及び議第 16 号の 3 議案につきましては、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 14 号、議第 15 号及び議第 16 号の 3 議案につきましては議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育部事務決裁規程の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 5、議第 17 号 別府市教育部事務決裁規程の一部改正についての説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 それでは 11 ページをお開きください。議第 17 号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

それでは 12 ページ 13 ページをご覧ください。この規程の改正につきましては、機構改革による課等の改編に伴い、規程を改めるものとなっております。14 ページの新旧対照表でご説明いたします。別府市教育部事務決裁規程、別表第 2 は事務決裁の専決事項の決裁権者を定めた表となっております。左が現行、右が改正案となっております。まず教育政策課部分ですが、(2) は臨時的任用職員の任免に関することについて、これまで課長決裁だったものを、辞職届と任期が短期のものについては課長、それ以外の会計年度任用職員は部長決裁とするように改めるものであります。(4) につきましては、学校給食関係の事務がスポーツ健康課から教育政策課に移管されることに伴う改正です。

次に 15 ページをご覧ください。学校教育課の (4) につきましては、文書の整理を行ったものでございます。それから (8) は総合教育センターの名称が教育相談センターに改称されることに伴う改正となっております。

(11) につきましては、通学路及び交通安全に関することが、スポーツ健康課から学校教育課に移管されることに伴い学校教育課欄に追加するものです。

16 ページをご覧ください。社会教育課部分は改正はございません。その下のスポーツ健康課につきましては、機構改革により課が廃止されるため、スポーツ健康課部分を削除するものとなっております。

それから別表第 3、総合教育センターに関することにつきましては、先程ご説明いたしましたが、総合教育センターの名称が、教育相談センターに改称されることと、教育相談センターの青少年の補導等につきましては、学校教育課に事務が移管されることから、この部分を削除するものとなっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 17 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 17 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市特定事業主行動計画の策定について

寺岡教育長 次に議事日程第 7、議第 19 号 別府市特定事業主行動計画の策定についての説明をお願いいたします。

次長兼教育政策課長 19 ページをお開きください。議第 19 号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

それでは別冊の「別府市特定事業主行動計画(案)」をご覧ください。1 ページです。1 の行動計画策定の背景と目的につきましては、この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援と、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進行動計画を統合した計画となっております。

次世代育成支援につきましては、急激な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針、並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等により、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するものです。国及び地方公共団体の機関は、特定事業主として職員の仕事と家庭の両立等に関し、国の行動計画策定指針に則して、目的達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定し公表すること、とされております。

女性活躍推進行動計画は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的としており、女性活躍推進行動計画は、国や地方公共団体及び 301 人以上の大企業について、自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行い、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定、届出、周知公表を義務としております。

2 つの特定事業主行動計画は関連するものが多く、密接に関係していることから、本市はこれまで個別に策定していたものを一体的に策定し、推進することといたしました。

それでは 2 ページをお開きください。まず推進体制ですが、別府市特定事業主行動計画策定推進委員会といったものが設置されております。市の職員 15 名で組織されている委員会です。この委員会で、本計画の策定・変更、取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行っていきとなっております。計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。対象者は、各任命権者に任

用された全ての職員、正規・非正規に関わらず全ての職員が対象となります。

3ページをご覧ください。達成すべき目標です。(1) 採用者に占める女性割合です。これにつきましては、目標の推進項目としては、採用者に占める女性割合の拡大を目指して、目標を令和7年度職員採用の女性の割合を一番下の表にありますように、申込者 45.0%、受験者 45.0%、採用者 40.0%と掲げております。次に(2) 継続勤務年数の割合についてです。目標の推進項目といたしましては、30・40代女性の離職率の低下を目指します。目標としては、令和7年度30・40代女性の離職率を0.5%まで抑える、となっております。次に(3) 超過勤務時間です。推進項目が超過勤務時間の縮減となっております。目標といたしましては、令和7年度の職員1人当たりの年間超過勤務時間の20%縮減を目指しております。次に(4) 管理的地位に占める女性職員の割合です。目標といたしましては、女性職員の管理職への登用拡大ということで、令和7年度の女性管理職の割合15.0%を目指しております。(5) 男女別の育児休業取得率・取得期間の分布状況です。目標といたしましては、男性職員の育児休業取得率の向上ということで、令和7年度の男性職員の育児休業取得率13.0%に上げるとしております。(6) はハラスメント対策の整備状況ということで、目標としては、ハラスメント防止対策の充実強化となっております。この項につきましては、数値目標は特に定められておりません。次に11ページです。計画期間中の取組内容ということで、(1) 計画的育成とキャリア形成支援、(2) 働き方改革の推進、(3) 男性の育児参加と両立支援制度の充実、といったことに今後取り組んでいくという形になっております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

川崎委員 職員の超過勤務時間というのは、いわゆる時間外勤務のことでよろしいですか。これは職員1人当たりの超過勤務時間で目標値を設定しているのですが、平均ではなくて、法律で月に45時間以内で年間360時間というきまりがあって、民間では1人でもそれをオーバーすると罰則規定があるかと思うのですが、その辺のことは、この中の目標値には入ってこないのでしょうか。その辺の議論はありましたか。

次長兼教育政策課長 市役所という職場が、どうしても季節的に忙しいとかそれぞれの職場によって波がございますので、なかなか0を目指す目標設定というのが難しいのかなと思っております。今回の目標設定といたしましては、やはり最近では超過勤務が多い状況がございますので、そういったことを抑制する上において、職員1人当たりの年間超過勤務時間を20%縮減するといったことを定めたという形になります。

川崎委員 民間でさえそういった数字で制約があって罰則規定があるのに、市役所がそれでいいのかと。やはり、まず役所としてそこはきちんとやらないと民間に示しがつかないのではないかなと。

次長兼教育政策課長 まだ案の段階でありますので、今いただいたご意見につきましては、委員会のほうに投げかけてみようかと思えます。

寺岡教育長 大変重要なご指摘でございますのでよろしくお願いたします。
その他はよろしいでしょうか。

福島委員 特定事業主というのは何のことを指しているのですか。

次長兼教育政策課長 国・地方公共団体とされています。

福島委員 官公庁が特定事業主。それが次世代育成支援・女性活躍推進ということで、指針としてやらねばならないということですね。

次長兼教育政策課長 そうですね。法律で、こういった特定事業主についてはこういった計画を策定し、それに向かって取組を進めることと、結果等についても公表しなさいといったことが謳われております。

山本委員 これは別府市の行動計画ということですが、教育委員会の場合、対象となる職員というのはどの範囲までになるのですか。

次長兼教育政策課長 県も市もこの計画書は別々にそれぞれ作っていますので、別府市の職員であればこの計画です。

山本委員 別府市の学校に採用された教員に関しては、県から給料が出ているわけですよ。

次長兼教育政策課長 県のほうです。

山本委員 そうなると、勤務の管理については別府市が行うのか県が行うのか。例えば、この目標値に関して、残業にしても育児休暇の取得にしても、この数字に別府市の学校で勤務している教員の数字が入ってくるのか。

次長兼教育政策課長 対象者が「任命権者に任命された職員」となっておりますので、県の職員については、県のほうの計画の対象になると思えます。

山本委員 となると、別府市のデータに関与するのは、教育委員会ではどういう範囲の職員になるのですか。

次長兼教育政策課長 教育委員会では、我々のように市のほうで任用された職員、それから幼稚園教諭、そういった方々が対象になると思えます。

寺岡教育長 教員の場合は県に任用されます。そして市に入るときは、割愛という形で一度退職という形をとって市の職員になります。

山本委員 市庁舎にいる教員の方ですね。

寺岡教育長 その他に、県から自治法派遣という形で来る職員が4名ほどおります。ただ、指導監督は全部教育委員会でやります。

山本委員 大体この市庁舎で勤務している人を対象にしているということですね。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第19号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第2号 令和3年第1回市議会定例会についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

※ 各担当課長より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

山本委員 これからICTというものが全面に出てくるかなと思うのですが、例えば園児が動画を見ながら発表会の練習をするとか、そういうことも想定されるかなと思います。最近私も動画を動画サイトにアップしたりしていると、音楽を流しているとその音楽が引っかかるんですね。流すと自動解析されていて、あなたの使った音楽は著作権法違反です、というメールが届くんです。ちょっと前の新聞に載っていたかと思うのですが、教育場面での著作権の扱いというのは、比較的ゆるいのではないかなとは思っていますが、やはり公共のものを使うときのガイドラインというものをきちんと決めておかないと、後々問題になることがあるのではないかなと思うのです。その辺の進展具合というのは何かあるのでしょうか。例えば、このような基準で一般の動画を使っていいいですよというような。

次長兼教育政策課長 今、タブレット端末の使用についての様々なガイドライン、例えば持って帰るときにはこういったことに気を付けてくださいということなど、まだできておりませんが策定するようにしております。その内容の中に、今委員が言われたようなこともきちんと盛り込んでいきたいと思っております。

小野委員 公共施設の予約システムで、同じ時間で予約が集中した場合はどうしているのですか。

社会教育課長 4月1日から改正を行うのですが、システムで重複して予約した場合には、システムが自動で抽選を行います。そういった機能がついておりまして、抽選で優先を決めるという形になります。その抽選で漏れた方につきましては、第2希望、第3希望という形で、予約を入れていただいておりますので、次の希望日が空いていれば第2希望に入れるという仕組みになります。

小野委員 4月1日からということは、5月分からということですか。それとも4月分からですか。

社会教育課長 別府市公会堂につきましては、普通の会議室は3か月前から予約が可能ということと、大ホールにつきましては6か月前から予約が可能となりますので、実際の4月1日というのと、3か月後、6か月後の日にちの部屋が借りられるという仕組みになります。ただ、もちろん4月分の予約についても同じような方法になります。

山本委員 同じく公会堂についてなのですが、今月私の病院で、市民公開講座でお借りして、非常に満足度が高く実施できたのですが、さらに改修をされるということで期待したいと思っています。1点だけ、市民公開講座を開催したときに、動画サイトで配信するというのを試みたのですが、ネックがやはりLANの回線がない、Wi-Fi環境が整っていないということでした。事務局の方ともいろいろと相談して、結局自前で携帯電話を使ってやることはできましたが、ぜひ改修をするときにWi-Fi環境やLANが使えるようになるのと、より一層満足度が高くなるのではないかなと思います。大きさは限られた施設ですけども、非常に趣のある会場ですからこういうことができたら嬉しいなと要望しておきます。

社会教育課長 今委員がおっしゃったように、確かに使用について、Wi-Fi設置の要望というものをかなり受けている状況です。それと先程言いましたが、避難所としても活用されているという面もございますので、情報収集の観点、また利用についてのWi-Fi環境の必要性というところから、教育委員会といたしまして来年度以降になりますが、計画的にできるように、まずは来年度調査を行いまして、計画づくりを進めてまいりたいということで始めているところでございます。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りしたいと思います。

◎ 報告事項（2）

寺岡教育長 次に報告第3号 別府市学校教育ICT活用推進計画についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、報告第3号 別府市学校教育ICT活用推進計画についてご報告いたします。別冊資料をご覧ください。

この計画についてですが、GIGAスクール構想に基づいて、別府市においても1人1台端末と高速大容量ネットワークという環境を整備いたしました。この計画は、今後の別府市におけるICT活用の指針となる計画でございます。この計画案でございますが、ほぼ完成の状態であり、今月中に決定して公開をする予定です。

まず目次を見ていただくと分かるように、この計画は3つの基本方針で構成されております。基本方針1は、別府市が目指すICTを活用した教育のあり方を示したものでございます。具体的な内容につきましては、4ページから7ページまでに記載しております。どのようにICTを活用して教育を充実させていくのかということについて、ここで方針を定めておりますが、(1)と(3)の2つが主な活用法になります。まず(1)ですが、児童生徒がICTを日々の授業の中で、情報収集、整理、共有、また考え表現するツールとして使い、主体的に問題解決に挑む、という目指す学びの姿をここで示しております。(3)では、AI型ドリル教材の活用について記載しております。AI型ドリル教材の活用により、基礎的な知識・技能の確かな定着を図り、またその習得に係る時間を短縮することで、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成する短期型の授業の時間を確保する、そういった方針について示しております。その他、デジタル・シティズンシップ教育の推進、不登校児童生徒の支援、端末の家庭への持ち帰り等についての方針について記載しております。

8ページからの基本方針2では、市教委が学校に対して行う支援についての方針を示しております。具体的にはモデル校における先行検証、教員研修の実施、ICT支援員の派遣等について記載しております。

9ページからの基本方針3は、今後のICT環境の整備計画について示しております。

なお、この推進計画は、今後市内の各学校でのICT活用進捗状況や、また新たに生じるであろう課題を踏まえ、今後も随時修正を加えていく予定です。以上、ICT活用推進計画の報告でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ 報告事項(3)

寺岡教育長 次に報告第4号 別府市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、議案書の22ページをご覧ください。報告第4号 別府市立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正についてご報告いたします。

この要綱により、遠距離通学の児童生徒の補助を行っておりますが、補助対象は小学校児童にあつては通学距離が4 km 以上、中学校生徒にあつては6 km 以上の者としております。また補助対象の区間は、要綱内の別表1により小中学校で対象区間を明記しております。

24 ページをご覧ください。左側が現行の補助対象区間でございます。令和3年4月1日より中学校の補助対象区間につきまして、山の手中学校と浜脇中学校の統合により別府西中学校となることに伴い、学校名を補助対象区間のバス停留所を変更する必要があります。よって、別表1を右側の改正案のとおり改正いたします。浜脇中学校という学校名を別府西中学校に改正し、停留所を古賀原バス停留所から光町バス停留所に改正致しました。なお補助対象区間の地域は、内成から変わりはありません。以上でございます。ご報告いたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より報告がございました。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

福島委員 対象者は何人くらいですか。

学校教育課長 今年度の申請は2件でございます。その2件は小学校の児童で、その他はございません。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（1）

寺岡教育長 次にその他（1）別府市新図書館等整備基本計画の再考察についてでございます。この件についての説明をお願いいたします。

社会教育課参事 それでは別紙1と別紙2と書いている資料をご覧ください。まだポストコロナ暫定版ということですので、簡単にご説明させていただきます。新図書館等整備基本計画は令和2年3月に取りまとめ、お手元にお配りしております4・5ページの上のブルーの部分ですが、これは昨年度末に委員の皆様にも既にご説明しているものなのですが、これをアップデートという作業を進めております。別紙1をご覧ください。内閣府の地方創生推進交付金事業に9月に着手いたしまして、今年度いろんな先進的な専門家のヒアリング、それからコロナにいち早く対応している図書館をオンラインでヒアリングしつつ、オープンプラットフォーム会議を2回、リモートライブラリー+事業を1回行いまして、今取りまとめをしているところでございます。

次に別紙2をご覧ください。1ページです。まず再考にあたりましては、基本計画に示した理念や方針を堅持しながら、主に施設計画、サービス計画について両面から考察しております。施設に関しては、人や書籍の密度を緩和する目的で、ゆとりにある空間配置を工夫し、サードプレイスとし

て誰もが利用しやすい施設というところを目指しています。また必要に応じて分割利用ができる弾力的な設計、今レジリエントとかいう言葉が出ていますが、弾力的な設計を求めることとします。

次にサービス計画についてです。デジタルやリモートへの行動変容に対応して、利便性を向上させるためのサービスの充足に努めるとともに、ニーズに合ったサービスの提供ができる人材育成に努めてまいります。

全部説明すると長くなりますので、今回新たに加筆した2点をご説明させていただきます。オンラインサービスなどが急速に進んだのですが、学校現場におきましても家庭環境と情報の格差、デジタルデバイスの格差というものがあるのも事実です。それを踏まえて、ひとつはデジタルツールの使い方などを支援することも知と情報の拠点として図書館には必要であると整理した点が1点です。それからもうひとつは、将来的に周辺自治体や企業・大学なども連携しまして、利用者が有用データベースにアクセスできる仕組みづくりに取り組むこと、以上2点を新たに加筆いたします。なお、ここに記載している内容については、開館と同時に具備できる設備についても書いておりますし、また一方で中長期的視点に取り組むべき目標についても併記をしています。中長期計画については、今後運営計画の中で具体的な検討を進めるものであります。先程も申し上げましたように、これから令和7年度中の開館を目指して進めてまいりますということを経済的には再度整理しています。3月末に冊子ができる予定ですので、また出来上がりましたら皆様方に改めてご報告申し上げたいと思っております。簡単ですが以上で終わります。

寺岡教育長 ただいま社会教育課参事より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 質問ですが、新しくできる図書館というのは、日本や海外にたくさん図書館が有りますが、その中の最先端を作るのか、それとは違って一歩先のものを作るのか、どちらを目指しているのですか。

社会教育課参事 お答えとして適切かどうか分からないのですが、これまで委員会の中でも不易流行という言葉をすごく大事にしてまいりました。図書館としての本質的守るべき不易の部分はきちんと守りながら、時代に応じて変化をする流行の部分を取り入れていく、という意味で、もちろん委員がおっしゃったような新しいものも取り入れていかなければならない、そのバランスに関しては、時々時代の变化を見据えながら超えていく、というふうに考えております。

福島委員 できたら一歩先を見据えたものを。最先端でありながら一歩先を見据えたコンセプトを持った中で作らないと、できたわ、まあこんなものか、となると思いますから、今は世界中のいろんなものがネットで見られますから。パリだろうとニューヨークだろうとですね。何か一歩先を見据えたものを是非ともコンセプトの中に入れてほしいと思います。

社会教育課参事 一般質問の答弁で教育部長が答弁をした内容がございまして、その内容は、やはり50年先の子どもたちに何を残せるのか、何を伝えていけるの

かというところの目線を先に置く、というところが、おそらく今委員がおっしゃったようなところに繋がるかと思います。ですので、一步先二歩先、ではなくてもう少し先を見据えながら進めていきたいと思っています。

福島委員 50年は長すぎるでしょう。

教育部長 今年1年間検証を行ったのですが、やはりコロナを踏まえた新しい図書館というのはどこにも答えがなくて、そういう意味では今の最先端といっても多分陳腐化していくだろうと。だからといってこの先どうなっていくかというのはなかなか予測するのは難しいのですが、やはり不可逆でこれから次の時代に行くという前提で、そういう意味で福島委員の言葉を借りれば一步先を見た図書館を作りたいと思います。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。それでは令和7年度会館を目指しての整備計画でございます。教育委員の後押しをいただければと思っております。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（2）

【概要】 ※令和3年4月定例教育委員会の開催日程について、令和3年4月26日（月）17：00より開催することが決まった。

◎ 別府市費負担職員人事原案について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は申し訳ありませんが、ご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。議事日程第6、議第18号 別府市費負担職員人事原案についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和3年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。